

川崎市ヒルズすえなが（母子生活支援施設）指定管理者募集要項

1 施設概要

- (1) 施設名称 川崎市ヒルズすえなが
- (2) 施設種別 母子生活支援施設
- (3) 所在地 川崎市高津区末長1丁目3番6号
- (4) 定員 30世帯（うち緊急一時保護世帯用2世帯）
- (5) 構造 鉄筋コンクリート造 3階建て
- (6) 面積等 敷地面積 2,060.14㎡
延べ床面積 2,087.68㎡
(1階：843.80㎡ 2階：621.90㎡ 3階621.90㎡)
- (7) 主な居室 居室30室 集会室 保育室 会議室 図書室 医務室 相談室等

【母子生活支援施設とは】

母子生活支援施設とは、配偶者のない女子またはそれに準ずる事情のある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。（児童福祉法第38条）

2 指定管理者が行う主な業務の範囲

- (1) 児童福祉法第23条第1項に規定する母子保護の実施
- (2) 川崎市母子緊急一時保護事業実施要綱に基づく保護
- (3) 川崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に関する条例（以下、「基準条例」という）第41条に基づく生活支援等
- (4) 関係機関との連携（基準条例第43条）と自立支援計画の作成（基準条例第44条）
- (5) その他これらに付随する業務
- (6) 施設の保守管理

3 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）

4 指定管理料について

- (1) 指定管理料の上限額 314,200,000円

指定管理料の額は、上限額の範囲内で提案された経費を上限として精査の上、予算の範囲内で年度協定書にて定めます。提案にあたっては、指定管理業務を行うために必要な一切の経費を見込んだ上で積算し、所要経費を計上してください。

*** 指定期間の収支計画書（予算見積書）については、消費税率を10%として作成してください。**

- (2) 指定管理料に関する基本的な考え方

指定管理業務を市が示した基準どおりに実施する中で、利用料金収入の増加、コストの削減など指定管理者の経営努力により生み出された剰余金は、原則として精算による返還を求めません。逆に、利用料金収入などが減少した場合でも、指定管理料による補填は行

いません。

ただし、原材料費の高騰や災害等による大規模な損害等赤字の原因が指定管理者にない場合は別に定める基準により精算可能とします。他方、利用者等に応じて変動する光熱水費などの実費負担、催物などの実施回数が協定回数を下回った場合、協定時に見込まれていない特段の事情の変更が生じた場合など、当初の協定金額どおり支払うことが合理的でない場合については、精算による返還を求めます。

(3) 収支状況等の検証と指定管理料の適正化について

予算の適正な執行を図り、市民への説明責任を果たすという観点から、市において、当初の提案内容と指定期間内の年度予算、決算を比較しながら指定管理者の収支状況等を検証します。

次のような観点から検証を行い、必要に応じて指定管理者と協議の上、適正な指定管理料を次年度の協定書に定めることで、指定管理料の適正化を図ります。

○指定管理施設の収支状況について十分な精査が必要な場合

- ・当初の提案に無い本部経費をはじめとする間接経費などが計上されている場合
- ・当初計上されていないものを含め施設利用者の利用料金収入が変更されている場合
- ・人件費が当初提案より大きく減額されている場合
- ・施設利用期間が工事等の影響により変更されている場合
- ・指定管理者の経営努力によらず、指定管理者が提案した「収支予算」の内容に示される基礎的な算定ルール等と相違するルールに原因を有する余剰金が発生している場合

上記のような状況があった場合には、指定期間中であっても指定管理者と協議の上、翌年度の指定管理料を変更することがあります。

5 応募資格

- (1) 法人その他の団体であること。
- (2) 法人その他の団体又はその代表者が契約を締結する能力を有する者であること。ただし、代表者が破産者で復権を得ていないものは除く。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により川崎市における一般競争入札の参加を制限されていない者であること。
- (4) 川崎市から指名停止処分を受けていない者であること。
- (5) 法人その他の団体又はその代表者が都道府県税、市長村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の開始の申立をしていない者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立をしていない者であること。
- (7) 代表者又は役員のうち、川崎市と神奈川県警察との間で締結する「指定管理者制度における暴力団排除に関する合意書」において排除措置の対象者とされた者がいないこと。

6 指定申請手続

- (1) 提出書類については、様式1を参照してください。

様式1に示した提出書類の他、参考資料としてパンフレットその他の資料を添付することは構いません。

※コンプライアンスに関する申告書について

過去2年間において、次のような事由があった場合に記載をお願いします。なお、そういった事由がない場合でもその旨を記載し提出をお願いします。

○川崎市からの指名停止に該当する事由があった場合

(川崎市競争入札参加者指名停止等要綱に規定する措置要件への該当の有無で判断)

○労働基準法、不正競争防止法、特定の業種の営業について特別の定めをおく法律(食品衛生法、警備業法等)その他の法令の違反により、公訴を提議され、又は行政庁に監督処分がなされた。

○法人の役員又はその使用人による次の事由があった場合

業務上の贈賄、横領、窃取、搾取、器物破損その他の指定管理者としての業務の健全かつ適切な運営に重大な支障をきたす行為又はその恐れがある行為

*必要書類提出後であっても、上記の事由が発生した場合には速やかに市に書面により報告を行うこと。事由によっては、審査終了後であっても再審査を行う場合があります。

(2) 提出部数及び規格

ア 提出書類は正本1部と写し(コピー)10部を提出してください。

イ 証明書類の原本及び参考資料を除き、提出書類はA4版(両面印刷可)で作成の上、フラットファイル(A4S)綴じにて、インデックスの貼付をお願いします。

(3) 提出書類の受付場所(窓口)

提出書類の提出に際しては、事前に下記担当まで連絡をしてください。

川崎市こども未来局こども支援部こども保健福祉課

電話 : 044-200-2929

FAX : 044-200-3638

住所 : 〒210-8577 川崎市川崎区東田町5-4 川崎市役所第3庁舎14階

(JR線「川崎駅」、京浜急行線「京急川崎駅」下車)

受付期間 : 令和元年9月17日(火)から9月26日(木)まで

午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

土曜日・日曜日及び祝日を除く。

(4) 提出方法

持参(郵送による提出は不可)

(5) 募集概要説明会

日時 : 令和元年9月10日(火)午後3時から

場所 : 川崎市役所第3庁舎13階こども未来局会議室

*別紙説明会参加申込書によりFAXか、電子メール(件名を「説明会参加希望」として、団体名・代表者名・連絡先・参加人数を明記)により、9月6日(金)までにこども保健福祉課まで御連絡ください。連絡先は、本募集要項最終ページに記載してあります。

*本説明会は期日までに希望者がいた場合に開催します。説明会に参加しない場合も応募は可能です。

(6) 質問

御質問がある場合には、別紙「質問書」を使用し、件名を「ヒルズすえなが指定管理者募集・質問」として、8月26日(月)から9月13日(金)までの間にFAX・電子メールでの送付をお願いします。いただいた御質問については、ホームページ等に

て回答と併せて公表いたします。

(7) 現地説明会

希望者のみに対して行います。希望者はこども保健福祉課まで御連絡ください。

7 募集及び選定のスケジュール (予定)

- | | |
|---------------------------|-----------------------------|
| (1) 募集の告示 | 令和元年8月27日 |
| (2) 申請書等の配布開始 | 令和元年8月27日 |
| (3) 募集概要説明会 | 令和元年9月10日
(希望者があった場合に実施) |
| (4) 現地説明会 | 令和元年9月中旬
(希望者があった場合に実施) |
| (5) 提出書類の提出締切 | 令和元年9月26日 |
| (6) 応募法人運営施設の視察 | 令和元年9月下旬～10月上旬 |
| (7) 指定管理者選定評価委員会での提案説明・審査 | 令和元年10月上旬～10月中旬 |
| (8) 指定管理予定者の選定結果の通知 | 令和元年10月下旬～11月中旬 |
| (9) 指定管理者の指定 | 令和元年川崎市議会定例会
(12月) |

8 申請に係る留意事項

(1) 申請書類等の受付

応募書類等の不足に伴い、正式な申請として受理できないことがあるので、内容について十分に確認を行ってください。また、申請後の内容の変更・書類の追加は、原則できません。なお、応募書類に不足・不備等があった場合には是正を求める場合があります。その場合、それに応じようとしなない際には、失格となりますので御注意ください。

(2) 申請書類等の取扱い

申請書類等一式は返却いたしません。

(3) 申請の辞退

申請書類等の提出後に辞退する場合は、辞退届を令和元年9月30日(月)午後4時までにこども保健福祉課まで持参してください。

(4) 費用負担

申請に関して必要となる費用は申請者の負担とさせていただきます。

(5) 申請書類の公開

提出された申請書類は、川崎市情報公開条例の対象となり、同条例の規定により公開されることがあります(非開示情報は除く)。

9 選定について

(1) 選定方法

川崎市こども未来局指定管理者選定評価委員会において、応募者から提出された事業計画書等を踏まえた提案に基づき審査を行い、その審査結果を参考に市長が指定管理予定者を決定します。

その後、議会の議決を経て、市が指定します。

*指定管理者選定評価委員会：学識経験者や公認会計士などが、専門的かつ第三者的な立場により、対象施設の指定管理予定者に相応しいものを審査することを目的とした委員会。市長が決定する際の参考とします。

【審査基準（主な項目と配点）】

次のような項目について所定の配点割合を目安に審査が行われます。

- 事業の推進（配点割合 45%程度）
 - 基本方針
 - 事業計画
 - 健康管理・衛生管理
 - 危機管理・安全管理 等
- 収支計画（配点割合 15%程度）
 - 経営計画（収支計画）
 - 経費削減策 等
- サービス向上への取組み・業務改善（配点割合 20%程度）
 - 利用者意見の把握
 - 課題の把握
 - 組織体制
 - 研修体制 等
- 応募団体に対する評価（配点割合 15%程度）
 - 経営理念
 - 財務状況
 - 諸規定の整備状況
 - 事業実績 等
- 応募団体の取組みに対する評価（配点割合 5%程度）
 - 情報公開への取組
 - 個人情報保護への取組
 - コンプライアンス 等

（2）応募法人の運営施設の視察

応募いただいた法人の施設を必要に応じて視察させていただきます。日程については、令和元年9月下旬～10月上旬を予定しておりますが、募集期間終了後に調整させていただきます。

（3）ヒアリングの実施

川崎市が指定する日に、応募書類の内容等をもとに必要に応じてヒアリングを行います。詳細については、各応募法人に通知いたします。

（4）提案説明の実施

令和元年10月に開催する川崎市こども未来局指定管理者選定評価委員会において、応募書類の内容等をもとに提案説明を実施していただく予定であります。詳細については、各応募法人にお知らせいたします。

（5）指定管理予定者選定結果通知

選定後速やかに申請者全員に選定結果を文書で通知いたします。

（6）指定管理者の指定

指定管理予定者は、令和元年川崎市議会定例会（12月）での議決を経た後に、市が指定管理者として指定いたします。

なお、川崎市議会の議決を経るまでの間に、指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定管理者に指定しない場合があります。

その場合には、選定委員会における次点者を指定管理予定者とし、川崎市議会の議決を経た後に、市長が指定管理者として指定いたします。

また、市議会の議決が得られなかった場合又は否決された場合において、指定管理予

定者が施設運営を実施するために支出した費用、提供したノウハウの対価等については、補償いたしません。

(7) 選定結果公表

川崎市インターネットホームページにて、推進委員会における指定管理予定者選定結果を公表いたします。

10 協定書の締結

市議会での指定議案の議決後、指定管理者による運営開始までに協議を行い、令和2年4月1日までに基本協定および年度協定を締結いたします。

(1) 基本協定書の主な内容

協定期間、管理業務の範囲、法令等の遵守、事業計画の実施、指定管理料、施設の補修等、事故発生の報告等、秘密の保持、情報公開、個人情報保護、設備の利用、災害時等の施設使用、物品の帰属等、事業報告、事業報告の調査等、指定の取消し等、損害賠償、第三者への賠償、業務の引継ぎ等、原状回復義務、権利・義務の譲渡の禁止、協定の変更、疑義についての協議、等。

(2) 年度協定書の主な内容

年度協定期間、管理業務の範囲、委託料、委託料の支払い、疑義等の決定、等

(3) 協定書の締結時期

市議会の議決を経た後、指定手続きを行い、協定書の締結に向けた協議の上、締結します。

(4) 協定が締結できない場合の措置等

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当することとなったときは、その指定を取消し、協定を締結しないことがあります。

ア 正当な理由なく協定の締結に応じないとき。

イ 財務状況の悪化等により、管理業務等の履行が確実にないと認められるとき。

ウ 著しく社会的信用を損なう等、指定管理者として相応しくないと認められるとき。

11 リスク分担の考え方

施設を管理運営するにあたっての、指定管理者と川崎市の間における基本的なリスク負担については、下記一覧表によるものといたします。

リスクの種類	内 容	負担者	
		川崎市	指定管理者
サービス提供	サービスの内容及びサービスの水準の変動		○
需要の変動	当初の需要見込みと異なる状況の発生		○
管理・運営計画	管理・運営の実施計画の不備等に関するもの		○
維持管理	良好な施設状態の維持		○
施設や設備の修繕等	指定管理者の瑕疵による損傷の修繕		○
	川崎市の計画に基づく大規模な改修及び修繕	○	
管理上の瑕疵による損害、事故、火災等	指定管理者の管理上の瑕疵による損害、事故、火災等		○
不可抗力	自然災害（地震・台風等）による業務の変更、中止、延期	○	○
予算措置	委託料等の予算の確保	○	

法令などの変更	施設の管理運営業務に影響を及ぼす法令等の変更	○	○
物価・金利変動	物価・金利の変動に伴う経費の増	○	○
(光熱水費等) 管理費	管理経費の増	○	○
債務不履行	指定管理者による業務又は協定内容の不履行		○
	施設設置者（川崎市）の協定内容の不履行	○	
第三者賠償	指定管理者が行う管理に起因する事故により第三者に与えた損害		○
	川崎市の責に帰すべき理由による事故により第三者に与えた損害	○	
事業終了時の費用	指定終了後、又は期間途中における業務の停止、もしくは指定取消しによる指定管理者の撤収費用及び引継ぎに要する費用		○

※自然災害（地震・台風等）等不可抗力への対応

- ・建物、設備が復旧困難な被害を受けた場合、業務の全部の停止を命じることがあります。
- ・復旧可能な場合、その復旧に要する経費は川崎市と指定管理者が協議を行うこととします。
- * 双方負担となっている項目については、川崎市と指定管理者が協議を行うこととします。

12 法令等の遵守

業務を行うにあたって、関係する法令等がある場合には、それらを遵守するものとする。主な関係法令等は次のとおりです。法令等に改正があった場合には、改正後の内容によるものとします。

《主な関係法令》

- ・ 地方自治法
- ・ 児童福祉法
- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- ・ 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
- ・ 川崎市母子生活支援施設条例
- ・ 川崎市母子生活支援施設条例施行規則
- ・ 川崎市個人情報保護条例
- ・ 川崎市契約条例
- ・ 個人情報の保護に関する法律
- ・ その他児童福祉に関する法令

13 業務の継続が困難になった場合の措置

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合に、新たな指定管理者を選定するまでは市の監督の下で業務を継続する義務があります。

14 その他

(1) 実績評価の反映について

指定管理業務の毎年度の評価結果を、次期選定時の評価に反映します。毎年度の評価結果の「評価ランク」ごとに定める「実績反映」の割合を合計し、その合計を評価を受けた年数で除して得られる平均割合を、選定時の総配点に乗じて得られる点を「実

績評価点」として加減点します。

【反映の例】指定期間5年のケース

評価ランク：1年目C、2年目B、3年目B、4年目C 選定時の総配点：100点の場合

1年目 ⇒ C 0%
2年目 ⇒ B +5%
3年目 ⇒ B +5%
4年目 ⇒ C 0%
5年目 ⇒ 最終年度は、選定期間以降に評価が行われるため未算入

$(0\% + 5\% + 5\% + 0\%) \div 4 (\text{年間}) = +2.5\%$

総配点100点 × +2.5% = 2.5点 を「実績評価点」として加算する。

評価ランク	実績反映
A	+10 %
B	+ 5 %
C	0 %
D	- 5 %
E	-10 %

(2) 指定管理者選定評価委員会委員との接触の禁止

指定管理者選定評価委員会での提案説明・審査等に向け、事前に委員の氏名・肩書き等を調べ、働きかけをすることを禁止します。なお、そのような事実が認められた場合には、失格となることがあります。

(3) 作業報酬の支払いに関すること

本市では、市が契約又は協定等の締結により実施する事業に従事する者の作業報酬の水準確保等を図るため、川崎市契約条例を改正しました。

この条例では、指定管理者に対しても、指定管理業務に従事する者について、作業報酬下限額以上の報酬が受け取れるようにすることとしています。

また、指定管理業務に従事する者の範囲には、指定管理者に直接雇用され、対象施設において管理運営業務に従事する者のほか、指定管理者から再委託を受け、対象施設において平常的に行われる管理運営業務に従事する者も含まれます。

したがって、提案にあたっては、令和元年度の作業報酬下限額（1,025円）を踏まえ、見積もりを行っていただくこととなります。

(4) その他留意事項

ア 災害等が発生し、又は発生する恐れがある場合、本市の業務の継続性を確保するために本市が定める応急措置に関する計画を踏まえ、指定管理者が管理する施設又は運営する事業について業務の継続性の確保に努めていただきます。

イ 市が指定管理者に貸与している物品は、川崎市物品会計規則第6条及び第11条の規定に基づき適切に管理することとなります。

ウ 指定管理者は関係法令に基づき、情報公開、個人情報保護及び情報セキュリティの確保に努めていただきます。

エ 指定管理者制度により市の施設を運営する場合であっても、会社等の法人に係る市民税、事業者が行う事業に係る事業所税等について課税の対象となる場合があるので、必要に応じて市財政局市民税管理課に確認してください。

15 問合せ先

- ・川崎市こども未来局こども支援部こども保健福祉課
- ・電話 044-200-2929

・ F A X 0 4 4 - 2 0 0 - 3 6 3 8

・ E-Mail 45kodohu@city.kawasaki.jp

※募集概要説明会への参加希望の場合、件名を「説明会参加希望」として、団体名・代表者名・連絡先・参加人数を明記してください。

* ご質問の場合、件名を『ヒルズすえなが指定管理者募集・質問』としてください)

※申請に際し、御質問がある場合は、別紙「質問票」を使用し、F A X又は電子メールで提出してください。(電話での照会には原則応じません。)

いただいた御質問に対しましては、F A X又は電子メールで回答いたします。

*施設への直接の問合せ、見学等は御遠慮ください。